

医療制度改革 平成20年4月から



国民健康保険制度の一部が変わります

平成18年6月14日に成立した「医療制度改革法」により、平成18年度以降、順次、制度の改革が行われてきました。今後、平成20年4月1日から予定されています国民健康保険制度の変更内容についてお知らせします。

高齢者の自己負担割合の変更

◎対象 70歳以上75歳未満の方（老人医療受給者は除く）

【現行】 1割または3割

⇒【改正後】 2割または3割

高齢者の高額療養費の支給基準（自己負担限度額）の変更

70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変更されることに伴い、高額療養費の支給基準も一部変更になります（右の表参照）。

乳幼児2割負担の対象の拡大

【現行】 3歳未満

⇒【改正後】 義務教育就学前（6歳到達後の最初の3月末日まで）

※ただし、自己負担分には福祉医療制度からの助成があります。

退職者医療制度の該当年齢の変更

【現行】 老人医療受給者となるまで

（主に75歳未満）

⇒【改正後】 65歳未満

※厚生年金や共済組合に長年加入されていた方が、年金をもらう年齢になれば退職者医療制度の対象となります。（扶養されている家族の方も対象となります）

特定健康診査および特定保健指導の実施

平成20年度から、それぞれの医療保険者が、40歳以上75歳未満の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査および特定保健指導」を実施するよう義務付けられました。

よって、国民健康保険に加入されている方の健診等は、国保が実施することになります。

国保加入者以外の方は、加入されている健康保険組合などにお問い合わせください。



高齢者の自己負担限度額

対象：70歳以上75歳未満の国保加入者

| 所得区分 | 外来 (個人単位) | 外来+入院（世帯単位） | |
|------------------------------|--------------|--|---------|
| | | 3回目まで | 4回目から |
| 現役並み所得者 (住民税課税所得が145万円以上) | 44,400円 | 80,100円+ 医療費が267,000円 を超えた場合は、そ の超えた分の1%を 加算 | 44,400円 |
| 一般 平成20年3月まで | 12,000円 | 44,400円 | |
| 平成20年4月から | 24,600円 | 62,100円 | 44,400円 |
| 低所得者Ⅱ | | 24,600円 | |
| 低所得者Ⅰ | 8,000円 | | 15,000円 |

国民健康保険税率（額）の改定

後期高齢者医療制度の創設などの医療制度改革に伴い、平成20年度の保険税率（額）を改定しなければなりません。内容は、保険税の算定項目に新たに「後期高齢者支援金分等」を追加することになります（下図参照）。

新しい保険税率（額）が決まり次第、「広報ひの」などを通じてお知らせします。

国民健康保険税率（額）の改定

【現 行】

医療給付費等

+

【改正後】

医療給付費等

+

後期高齢者支援金分等

+

介護納付金分

介護納付金分

※高齢者の自己負担割合の変更については、国において凍結などの議論がされているところで、内容が変更になることもあります。

問い合わせ先

住民課 保険年金担当 ☎⑤6571 有線⑤7784